規　　則

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年11月30日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第48号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築士法施行細則（昭和25年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項第２号中「、上半身」を削る。

第15条第１項中「氏名」を「受験番号」に改める。

別記第１号様式及び別記第１号様式の２中

「氏名……㊞

（署名）　　」

を

「氏名

　　」

に改める。

別記第１号様式の３中「印」を削る。

別記第２号様式の２から別記第４号様式までの規定中「㊞」を削る。

別記第６号様式中

「（記入心得）次の各項目について、正確に、かつ、完全に記入してください。記入は、青か黒のインク又はボールペンで丁寧に書き、数字は、算用数字を用いてください。

※印欄は、記入しないでください。申込み後、住所その他に変更があった場合は、直ちに、文書で高知県土木部建築指導課に通知してください。

書き切れないときは、適当に用紙を継ぎ足して書いてください。　　」

を

「〔記入注意〕

１　次の各項目について、正確に、かつ、完全に記入してください。記入は、青又は黒のインク又はボールペンで丁寧に書き、数字は、算用数字を用いてください。

２　記入し切れないときは、適当に用紙を継ぎ足して記入してください。

３　※印欄は、記入しないでください。

４　申込み後、住所その他に変更があった場合は、直ちに、文書で高知県土木部建築指導課に通知してください。　　」

に、

「氏　名……㊞……

（署　　名）　　」
を
「氏名
　　」
に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第１項第２号の改正規定は、令和５年２月28日から施行する。

規　則

◎高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則